

公益財団法人いばらき腎臓財団 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人いばらき腎臓財団（以下「財団」という。）定款第41条第2項の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

(会員種別)

第2条 財団の会員は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 財団の目的に賛同する個人
- (2) 法人会員 財団の目的に賛同する法人及び団体

(会費)

第3条 会費の額は1口10,000円とする。

2 会員の基本的な会費の口数は、会員種別に応じて次の各号のとおりとする。

- (1) 個人会員 1口以上
- (2) 法人会員 5口以上

(入退会等)

第4条 会員として入会を希望する者は、賛助会員申込書（別紙様式1）を提出しなければならない。

2 会員は、退会もしくは口数の変更の届出が無い限り、次年度以降も同一条件で継続されるものとする。

3 会員は、退会する場合、賛助会員退会届（別紙様式2）を提出しなければならない。

4 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

5 個人である会員が死亡し、又は団体である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(会費の使途)

第5条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

(賛助会員の権利)

第6条 会員は、機関紙の送付、研修セミナー等への優先的取扱い、調査研究事業の成果が提供されるものとする。また、機関紙及びホームページに名称が掲載される。

(改正)

第7条 この規程を改正する場合は、評議員会の決議を経なくてはならない。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成31年3月25日改正